

印鑑登録の手続き

申請先：牟岐町住民福祉課 TEL 0884-72-3415

お持ちの印鑑をあなた個人のものとして、公に立証するための登録です。
同一の印鑑の多いものや、変形しやすい印鑑は登録できません。
(満15歳未満の方、成年被後見人は登録できません)

手続きをする人	登録に必要なもの	印鑑登録証の交付
本人	<ul style="list-style-type: none">(1) 登録する印鑑(1人1個に限られます)(2) 官公署発行の身分証明書・免許証など(運転免許証やパスポートのように写真付で、特殊加工またはプレス印のあるもので有効期間内のもの)(3) 上記のものがない方は、健康保険証・年金手帳など2点以上必要(4) 外国人登録証明書(外国人の方)	即日、印鑑登録証を交付します。 <u>登録手数料 300円</u> <u>再登録料 500円</u>
代理人が手続きをする場合(病気などやむを得ないとき)	<ul style="list-style-type: none">(1) 登録する印鑑(2) 代理人の印鑑(3) 登録申請後、町から郵送で本人宛に文書照会を送付します。同封の回答書に本人が必要事項をご記入の上、登録印鑑とともに申請した窓口へお持ち下さい。(4) 調査確認を郵送で行うため、登録に日数がかかります。	回答書と引き換えに印鑑登録証を交付します。 <u>登録手数料 300円</u> <u>再登録料 500円</u>